

仕 様 書

1 事業名

ブランド戦略策定（「海外育成者権管理事業」）

2 事業目的

輸出拡大と育成者権強化に向け、果実類等の農産物の輸出と海外におけるライセンス生産を組み合わせたグローバルな通年供給体制の構築や、無断栽培防止とロイヤリティ確保のビジネスモデル、ブランド戦略とライセンス戦略の検討・策定等を実現するために、育成者権管理機関支援事業のうち「2. 海外育成者権管理事業」を推進する。

本事業では、有識者等による検討会を設置し、国内外において育成者権を有する品種に関係するブランド戦略の策定を行う。また、国内外の商標権の調査も踏まえて商標を作成する。

3 事業内容

本事業においては、次の（1）から（3）までに掲げる内容を実施する。なお、調査対象国及び調査対象品目に関しては以下のとおりとする。

（調査対象国）

日本、米国、欧州、ニュージーランド、オーストラリア、中国、韓国、台湾、香港、南アフリカ、チリ、ペルーや、ASEAN 諸国（タイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム）

（調査対象品目）

イチゴ、ブドウ、カキ、リンゴ、ニホンナシ、カンキツ、カンショ

（1）検討会の設置

ブランド戦略を策定するため、育成者権管理機関支援事業実施協議会構成員（9 機関より構成）に加えて、有識者、主要生産県の生産団体（全農の県本部等）等から構成される検討会を設置し運営する。検討会は 5 回程度とする。検討会に係る資料の準備、会場の手配・設営、運営（オンライン開催に必要な手配も含む。）及び議事録作成などを行う。

なお、検討会の開催・運営方法及び検討会委員の選定や開催時期について提案を行い、委託者と協議のうえ実施する。

（2）ブランド戦略策定

上記の調査対象品目を調査対象国に対して、輸出拡大と整合性の取れた海外ライセンス、海外生産を行うために必要となるブランド戦略を策定する。ブラン

ド戦略策定に当たっては、「オールジャパン」、「戦略品目（イチゴ、ブドウ、カンキツ、カンショを想定）」、「農研機構ブランド」など複数のブランド階層に分けて検討する。また、シャインマスカット等の海外で育成者権を出願できない品種についても、ブランド保護や海外ライセンスの方策について検討する。

（3）商標の作成

同戦略に基づき商標を作成し、出願国を検討する。商標の作成に当たっては、国内外の同一・類似商標の調査、商標の調査対象国における受容可能性、語感等の確認をする。確認に当たっては、受託者からそれぞれの国の事情に詳しいコンサルタントなどに調査依頼することが望ましい。

商標を図形商標あるいは文字と図形の結合商標とする場合は、そのデザインをデザイン会社等に発注して作成する。なお、ブランド戦略においては、意匠についても考慮することとし、有効性が確認された場合は、委託者と協議して出願すべき意匠を決定する。

4 応募要件

次の（1）から（3）までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とする。

（1）当該請負事業の内容について、事業実績を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員等を有していること。

（2）当該請負事業を円滑に遂行するために必要な管理能力を有し、かつ適切な経理処理が可能な体制を有していること。

（3）発注者が事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

5 事業期間

契約締結日～令和6年3月15日（金）

6 予算額

2,500万円以内

7 事業の報告

（1）中間報告

請負者は、「3 事業内容」のうち「（2）ブランド戦略策定」については、令和5年8月及び12月を目途に中間報告を行うこと（8月はブランド戦略及び商標の方向性、12月は商標案と出願候補国）。

（2）最終報告

請負者は、次の（1）及び（2）を事業実施期間終了日までに担当職員に

提出すること。

ア. 事業実施報告書（電磁的記録媒体） 1枚

イ. 事業実施報告書（紙媒体） 3部

※ 電磁的記録媒体については、ウイルスチェックを行った上で納入することとし、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼ること。

8 事業実施報告書等の提出先

東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

9 その他

- (1) 請負者は、提案書のとおり事業を実施すること。
- (2) 請負者は、契約締結後、速やかに、実施スケジュール及び実施体制を提出すること。
- (3) 請負者は、担当職員の求めに応じて途中経過を報告すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、日本国及び事業実施国の法令を遵守すること。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じ、又は業務の内容を変更する必要があるときは、農研機構及び JATAFF と協議を行うこと。